

安全衛生 > ストレスチェック

労働安全衛生法に基づき、職員に対し年に1回ストレスチェックを実施しています。ストレスチェックは、職員が自身のストレス状態を客観的に把握し、対処することで、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。

。ストレスチェックの結果、高ストレスであると判断され、希望する職員に対し、産業医の面接指導を実施しています。

もっと詳しく知るには

九州大学環境安全衛生推進室ホームページ <https://anei.jimu.kyushu-u.ac.jp/>

お問い合わせ先

総務部環境安全管理課衛生管理係 092-802-2075 内線：90-2075 E-mail: syjanzen@jimu.kyushu-u.ac.jp